

○消防庁告示第三十三号  
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三  
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に  
関する基本指針を次のように定める。  
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

### 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に 関する基本的な事項

#### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市  
構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り  
巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生  
命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。  
しかしながら、小規模な消防本部においては、出  
動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限  
界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが  
指摘されることがあるなど、消防の体制としては  
必ずしも十分でない場合がある。  
これを克服するためには、市町村の消防の広域化  
により、行財政上の様々なスケールメリットを実現  
することが極めて有効である。具体的には、広域化  
によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
  - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
  - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
  - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
  - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
  - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防  
に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待さ  
れる。  
こうしたことから、これまでも自主的な市町村の  
消防の広域化が推進されてきたところであり、市町  
村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、  
最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、  
平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少してい

るが、広域化が十分に進んだとは言いがたい状況にあ  
る。また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて  
減少に転じており、今後も少子化の進行により、将  
来人口が減少することが予想されている。これによ  
り一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少する  
と考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消  
防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念  
される。  
このような現状にかんがみると、市町村の消防の  
体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより  
一層自主的な市町村の消防の広域化を推進すること  
が必要である。

#### 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本 的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次  
の事項について定めている。  
① 市町村の消防の広域化の理念及び定義  
消防庁長官による基本指針の策定  
② 都道府県による推進計画の策定及び都道府県  
知事の関与等  
③ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の  
作成  
④ 国の援助及び地方債の特別の配慮  
⑤ この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備  
及び確立を図ることを旨として、行わなければならない  
こととされているため、広域化によって消防本部の  
対応力が低下するようなことはあつてはならない。  
また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町  
村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して  
処理することとする。又は市町村が他の市町村に  
消防事務を委託することをいうと定義されている。  
したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防で  
あり、消防団はその対象ではない。

#### 3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進 するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する  
ため、次のような施策を講ずる。  
(1) 消防広域化推進本部の設置  
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化  
の取組を支援するための消防広域化推進本部を設  
置する。  
(2) 広報及び普及啓発  
広域化の必要性やメリットについて、国民の理  
解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、ま

た、適当な広報媒体を活用することにより、広域  
化に関する広報及び普及啓発を行う。  
(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供  
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先  
進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等につ  
いて、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は  
情報提供し、関係者における広域化に関する理解  
の促進を図る。  
(4) 相談体制の確保充実  
広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課  
題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談  
に積極的に応じる。  
(5) 財政措置  
都道府県に対して、推進計画の策定に要する経  
費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二  
百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化  
を行った広域化対象市町村の加入するもの若しく  
は広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地  
方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町  
村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対  
象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）  
に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運  
営計画を達成するために行う事業に要する経費等  
について、財政運営に支障を生ずることのないよ  
う、次の財政措置を講ずる。

- ① 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画  
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）  
に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及  
び臨時に増加する行政に要する経費について所  
要の特別交付税措置を講ずる。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画  
に定める市町村の組合せに基づく平成二十四年  
度までに行われるものに限る。）に平成二十二年  
度の整備指針（平成二十二年消防庁告示第一号）  
に基づき行わなければならない広域消防運営計  
画に定められた消防署若しくは出張所又は指令  
センターの整備事業であつて、当該広域化後五  
年度以内完了するものに要する経費について  
所要の地方財政措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画  
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）  
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）  
に要する経費について所要の地方債措置を講ず

- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

## 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

- (1) 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。
- (2) 都道府県の推進計画の策定の期限  
都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。
- (3) 市町村の消防の広域化の実現の期限  
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

## 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

- 1 推進計画の策定  
都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認められる場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。
- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- ① 次のような事項に留意して定めること。
- ② 推進計画は、広域化を推進する必要があると認められる市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ③ 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ④ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- ⑤ 市町村の消防の現況及び将来の見通し  
次のような事項に留意して定めること。
- ⑥ 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
- ⑦ さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ  
本指針三、二に基づき定めること。
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項  
本指針三、三に基づき定めること。
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項  
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項  
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を

聴かなければならないとされているところである。

## 2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

- 1 各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。
- (1) 市町村の消防の広域化の規模  
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
- ① その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。
- ② ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。
- (2) 配慮及び留意すべき事項  
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。
- ① また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

## 3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

- 1 消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。
- ① 具体的には、
- ② 広域化を推進するための体制の整備
- ③ 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ④ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ⑤ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、

調整等  
⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

#### 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備  
市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係  
市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策  
このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとするのとが有効である。

- ① 組合の方式による場合  
② 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ③ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ④ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ⑤ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を

策定すること。  
⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- ④ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載  
以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

#### 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針1、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。  
この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① そのために、次のような具体的方策が考えられる。  
② 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ③ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ④ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、

定例的な連絡会議の開催等  
④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保  
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。  
① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託  
② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置  
③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流  
⑤ 総合的な合同防災訓練の実施  
⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保  
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。